

令和元年12月16日
第223回都市計画審議会

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について

このたび、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」が公表されたので報告する。

1 基本方針について

都内には、現在、1,415路線、3,213km（平成29年度末時点）の都市計画道路が都市計画決定されている。東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を示した事業化計画を定め整備を推進するとともに、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきた。

平成28年3月に策定した第四次事業化計画における優先整備路線が完成すると、都市計画道路の整備率が約8割となる。残る約2割は、将来都市計画道路ネットワークとしての必要性については確認されているが、事業着手まで相当な期間を要する。

このため、東京都と特別区及び26市2町は、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の在り方について協働で調査検討を行った。具体的には、将来都市計画道路ネットワークの必要性を前提とした上で、個々の路線を対象とした検証を行った。

このたび、都市計画道路の見直しに関する検証手法や個々の路線の計画変更等の対応方針を示した基本方針を取りまとめ、令和元年11月27日に公表した。

2 検討体制

この検討は、都・区市町が連携・協働して行った。

（主な検討組織）

- 都・区市町策定検討会議（部長級）
- 都・区検討会、都・市町検討会（課長級）
- 専門アドバイザー委員会（学識経験者による会議）

3 これまでの経過

平成29年 5月	都と区市町協働で検討開始
平成30年 7月 9日	中間のまとめの公表
7月 9日～8月10日	都がパブリックコメントを実施
平成31年 2月19日	パブリックコメントの結果概要の公表
令和元年 7月12日	基本方針（案）の公表
7月12日～8月12日	都がパブリックコメントを実施
11月27日	基本方針の策定、公表
	基本方針（案）パブリックコメント結果概要の公表

4 基本方針の周知および閲覧について

○周知

区報（12月1日号）、練馬区公式ホームページ

○閲覧

区：区民情報広場、交通企画課窓口

都：都民情報ルーム、都市基盤部街路計画課窓口

その他：練馬区公式ホームページ、東京都都市整備局ホームページ

5 添付資料

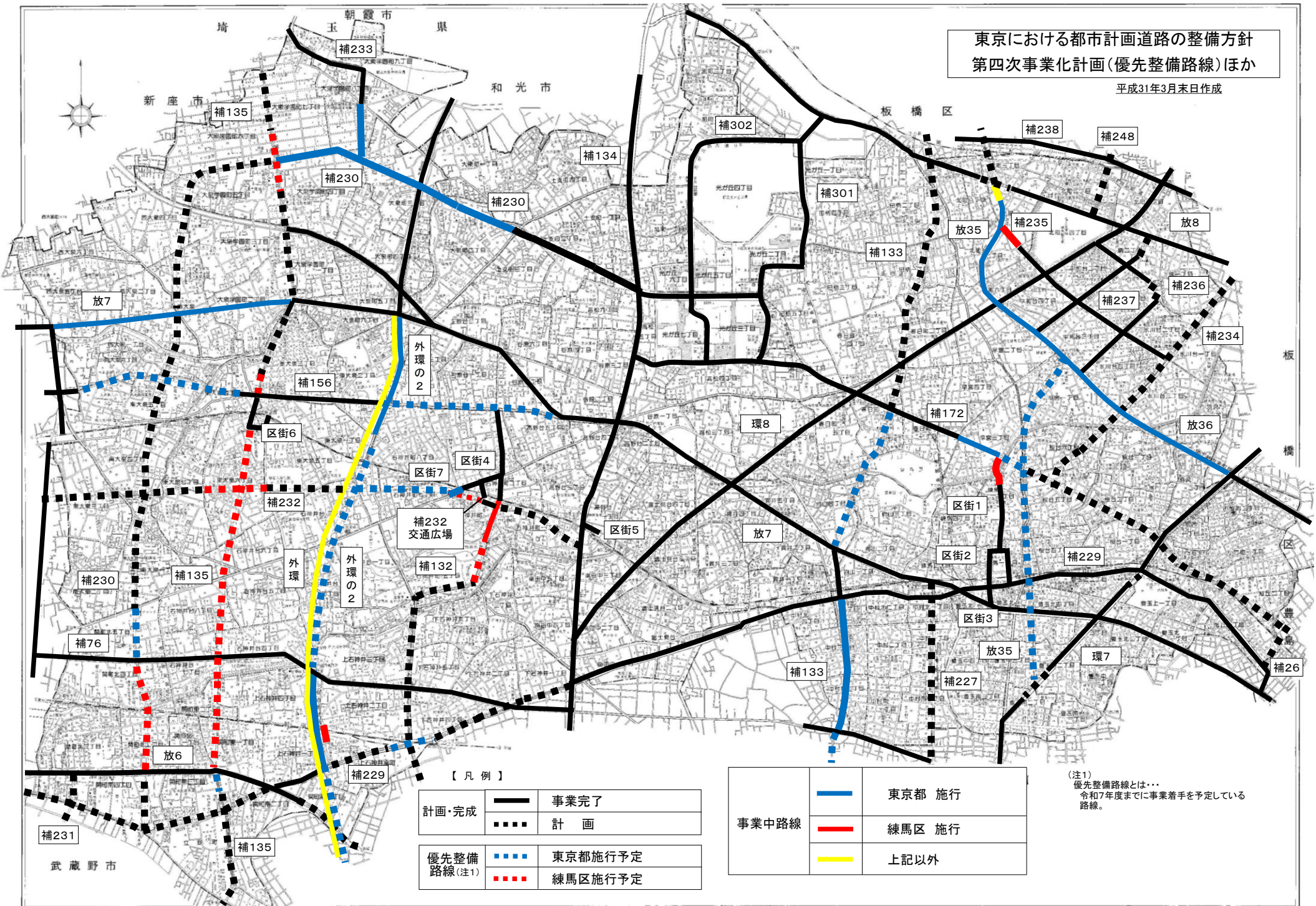
(1) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」 別添資料 1

(2) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」〔概要版〕

別添資料 2

東京における都市計画道路の整備方針
第四次事業化計画(優先整備路線)ほか

平成31年3月末日作成



【凡例】

計画・完成	——	事業完了
	----	計画
優先整備路線(注1)	■■■■	東京都施行予定
	■■■■	練馬区施行予定

事業中路線	■■■■	東京都 施行
	■■■■	練馬区 施行
	■■■■	上記以外

(注1)
優先整備路線とは・・・
令和7年度までに事業着手を予定している
路線。